

(派 34-300555-1)

株式会社シーエックスアール 呉本社  
広島県呉市三条2丁目4-10

事業年度：令和4年04月01日から  
令和5年03月31日まで

## 労働者派遣事業におけるマージン率等の公開

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を公開いたします。

- 派遣労働者の数（報告対象期末日） 9人
- 派遣先事業所数（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで期間） 12事業所
- 労働者派遣に関する料金の平均額 33,562円  
(1日当たりの料金額（8時間労働として計算）)
- 派遣労働者の賃金の額の平均額 15,936円  
(1日当たりの賃金額（8時間労働として計算）)
- マージン率  
$$\frac{\text{労働者派遣に関する料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の額の平均額}}{\text{労働者派遣に関する料金の平均額}}$$
52.5%（小数点第2位以下を四捨五入）

### 6. 教育訓練に関する事項

種 類	内 容	対象となる 派遣労働者	賃金支給の 有無	派遣労働者の 費用負担
安全教育他	新入社員教育	雇入時	有給	無
	倫理・情報セキュリティ教育	派遣中	有給	無
	一般安全教育	派遣中	有給	無
	放射線業務従事者特別教育	派遣中	有給	無
	フルハーネス型安全帯特別教育	派遣中	有給	無
	QMS教育	派遣中	有給	無
キャリアアップに資する教育	非破壊検査技術者資格取得講習	派遣中	有給	無
	検査技術者養成講習	派遣中	有給	無
	人間力教育	派遣中	有給	無

7. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- (1) 派遣者賃金には賞与（派遣期間に応じた額）、有給休暇取得時の賃金を含みます。
- (2) マージン率の中には社会保険料、教育研修費用、健康診断費用（一般・特殊）、福利厚生費用、退職金引当金、出張旅費を含みます。
- (3) 法第30条の4第1項の労使協定を締結しています。
  - ① 協定対象労働者の範囲：すべての派遣労働者とします。
  - ② 労使協定の期限：令和6年3月31日

以上